

山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議 令和7年度第1回 遊佐沿岸域検討部会

日時：令和7年10月23日(木)10:30～12:00
場所：パレス舞鶴

次 第

1 開 会

2 挨 捵

3 報告等・意見交換

(1) 事業進捗状況等について

(2) 今後の進め方について

(3) 意見交換

4 そ の 他

5 閉 会

配付資料

(出席者名簿、席次表)

【資料1】 山形県遊佐町沖洋上風力発電事業概要説明 <山形遊佐洋上風力合同会社>

【資料2】 地域共生策の検討状況等について <山形県>

【資料3】 今後の進め方について<山形県>

【参考資料1】 山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議遊佐沿岸域検討部会設置要領

1 開　　会

2 挨　　拶

- ・山形県環境エネルギー部高嶋次長から挨拶。

～以降、三木委員が座長となり会議進行～

3 報告等・意見交換

○ 報告等

(1) 事業進捗状況等について

- ・山形遊佐洋上風力合同会社から資料1に基づき説明。
- ・事務局から資料2に基づき説明。

(遊佐町（太田課長兼室長）から補足)

町では資料2のとおり、海面漁業や内水面漁業の共生策について、エネルギー政策推進室と産業課農林水産係の担当が一緒になって検討に参加している。また、地域振興策の検討については現在、合同会社から提案があったものをベースに、各関係課で検討を進めているところ。しかし、昨年の大雨災害の影響で町の状況が変わっているので、合同会社から提案があった内容を、これは今取り組むべきもの、今は取り組まないものなど精査しながら進めており、現在、重要度・優先度をつけながら検討している。基金の活用については、基金を管理する協議会も含めて、県・海面関係漁業者・内水面関係漁業者と具体的な協議をしていないので、そちらも併せて検討を進めながら、今後地域振興策をつめていくものと考えている。

(2) 今後の進め方について

- ・事務局から資料3に基づき説明。

○ 意見交換

佐藤委員（遊佐地域づくり協議会）

1つ目は、秋田・千葉での三菱商事の撤退があった。遊佐地域での洋上風力発電事業は大丈夫だと、力強い発言をぜひいただきたい。2つ目は、9/12発行のコミュニティ新聞の中に、「漁業者に対し、県漁協が5か月たっても回答がない、大変不親切」との記事があった。我々地域住民はいったいどうなっているのか、今後の進め方に影響がないのか不安に思っており、事業者と県漁協に回答をいただきたい。3つ目は、10月9日の議会で、県の答弁に、来月から地元企業とともに秋田県能代港を訪れ、先進地での発電事業者と地元企業の共用状況について調査するなど、受注を増やすための情報収集に努めると答弁されているようであるが、今後の進め方や具体的な行動予定等があれば教えてほしい。

吉川委員（山形遊佐洋上風力合同会社）

御意見いただき感謝申し上げる。遊佐町沖の案件については昨年応札しているので、ラウンド1の2021年の応札とは時期が異なる。インフレや為替変動は一定程度見込んでいる。また、ラウンド1はF I T（固定価格買取制度）であり、遊佐町沖はF I P制度でオフティカーと相対で価格を決めることができるため、売電収入の柔軟性が大きく違っている。一方で、事業環

境は遊佐町沖の案件含めて洋上風力全般で厳しいというのは事実なので、その中でもしっかりと事業を完遂するため、最大限事業者で力を合わせてやっていきたい。

粕谷課長（事務局）

県漁協の海底地盤調査の手続きについては、漁業法に基づく漁業権を持っている県漁協において、漁業法・水産業協同組合法の規定に基づいて、適正に行われたものと県側では承知している。県議会（での視察）に関するご質問については、県の産業部門の方で、今後の事業者と地元企業のマッチング等々を図る1つの方策として、先行している秋田県の状況を視察することを予定している。マッチングが進むよう、県の産業部門として様々な事業を通して、来年度以降も地元に経済波及効果が最大限に落ちるように協力していきたい。

伊原委員（山形県漁業協同組合）

コミュニティ新聞は我々漁業者の住んでいる集落には配布されないので、内容が分からない。

佐藤委員（遊佐地域づくり協議会）

コミュニティ新聞が手元にあるので、もし見たければ後ほど見ていただきたい。

菅原委員（高瀬まちづくりの会）

地元住民の皆様から意見や要望を伺っているので、その点も踏まえて述べさせてもらう。要望として、地域の産業振興や地元住民へのメリット還元が1番目にあるが、特に事業に関連して、雇用の創出、特に若年層の雇用拡大がある。地元の企業を含めて洋上風力関連の新しい雇用の創出を行い、若い世代の地元定着率の向上をはかること。若年層が地域に根付いて、将来を描けるような環境、地域づくりを進めてほしいといった要望が寄せられている。もう1点、秋田沖の撤退の件に関して、報道新聞などを通じて地元住民に情報が入ってきており、撤退に対する不安の声が出ており、「その後実際どうなっているのか」などの質問が寄せられているので申し添える。

吉川委員（山形遊佐洋上風力合同会社）

御意見いただき感謝申し上げる。丸紅が主導している秋田港・能代港洋上風力案件では、能代に運転管理事務所を設けている。そこで働いている方々の半数は秋田県の出身だが、将来の遊佐町沖の案件も見据えて、現在庄内地域出身の若者も能代の管理事務所で働いている。遊佐町沖の案件が実現したあ까つきには、その若者が、秋田で学んだ運転管理のノウハウを持って帰ってきたいという思いを持っているため、そういったことを1個1個していく中で、若年層を含む雇用の創出をしっかりとお示しできるよう努めていきたい。

五十嵐委員（山形県北部小型船漁業組合）

2点質問があり、1つ目は資源エネルギー庁への質問。遊佐町沖が促進区域となっているが、そうなると漁業法ではなく再エネ海域利用法が適用される。具体的な内容を話すと、海底地盤調査の同意をとったわけだが、同意をとる相手が海を使う人、海を使う可能性がある人と説明を受けたが、再エネ海域利用法のどこにそれが記載されているか教えてほしい。2点目は、合

同会社への質問。今年の海底地盤調査は先ほど9月末まで行われたとのことだが、我々が組合から同意を求められた条件は、令和7年4月1日から令和7年8月31日までとの条件。9月はどういう手続きを経て調査が行われたのか説明してほしい。

太田課長補佐（資源エネルギー庁新エネルギー課）

ご質問についておそらく以前、県にいただいていたと思うが、風車を置けない場所は法定協議会の中で議論をしてきた内容と理解している。よって、法律でどこに書いてあるかというよりかは、風車立地制約については、地元の漁業関係者の皆様の中で合意を取りられた内容と理解している。補償云々の話ではなく、そういった立地制約の検討の中で決められたものであり、地元の合意をとっていると我々は理解をしている。

五十嵐委員（山形県北部小型船漁業組合）

質問の趣旨が伝っていないみたいだが、補償の話ではなく、再エネ海域利用法では、海を使う人、海を使う可能性がある人からの同意を得ることとされているとのことだが、それはどこに記載されているのか。

太田課長補佐（資源エネルギー庁新エネルギー課）

先ほどのご質問のところに答えておらず失礼した。法律にそこまで細かくは書かれておらず、他方でガイドラインの中に法定協議会でどういうことを議論するのかということが書かれている。そことの関係でいうと、風車立地制約は法定協議会のとりまとめをする中で、発電事業者がどこに風車を置くか置かないかというところを検討する上で、当然重要な情報になってくるので、漁業で風車を置けないというところはあらかじめ法定協議会の中で決めるというような形で、これは運用上そういうふうになっている。

五十嵐委員（山形県北部小型船漁業組合）

結論から言うと、再エネ海域利用法にはそのような記載はないということでよいか。

太田課長補佐（資源エネルギー庁新エネルギー課）

運用について、法律の中でそこまで細かく定めているものではない。

五十嵐委員（山形県北部小型船漁業組合）

私たちは山形県漁業協同組合の方からの説明の中で、この同意を求められている。なので同意しているというような近況。県漁協ではその辺の資料を持っているという話もしていたので、確認させていただいたところ。そのような表記はないと言うことですね。

武川風況・地盤調査課長（山形遊佐洋上風力合同会社）

今回の調査は、海の上に船を浮かべて実施する調査と櫓を現地に着座させて実施するボーリング調査と大きく二つの調査手法に分かれている。このうち、櫓を使ったボーリングのように、海域を占用する調査についてはご指摘のとおり、再エネ海域利用法に基づき占用許可を申請し、許可を受けている。このボーリング調査については、事前に計画の時に説明させていただいた

とおり8月のお盆前にボーリング調査自体は終了している。一方今回9月末まで調査を実施したのは、主に船の方の調査であって、海域利用とは対象外の調査をしていた。この船の調査については、事前に9月末まで延長することについて、山形県漁協や鮭人工孵化事業の関係者にはご説明のうえ、延長して実施していた。

五十嵐委員（山形県北部小型船漁業組合）

仙台にある東北地方整備局港湾管理課の有野専門官と面談して、その辺を確認してきた。話によると、対象になる法律は海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律で、13条に促進区域内海域の占用等に係る許可というのがある。そこには、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、いずれかに該当する行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならない。ただし、促進区域内海域の利用又は保全に支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定める行為については、この限りでないということで、促進区域内海域の占用、土砂の採取、施設又は工作物の新設又は改築等が書かれている。専門官に政令で定めるとは何を指してゐたか聞いてみたところ、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令があり、その3条に法第10条第1項ただし書の政令で定める行為は、海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理のために行う行為とするということで、具体的にはどういうことかと聞いたところ、風車の点検を行う行為は占用の許可はいらなく、それ以外は占用の許可がいると聞いてきた。国土交通省に確認したというのは、どこの誰に確認したのか。

武川風況・地盤調査課長（山形遊佐洋上風力合同会社）

東北地方整備局の港湾管理課に確認した。担当者の同意も得られていないので、氏名までは控えさせていただく。

五十嵐委員（山形県北部小型船漁業組合）

役所の人間で名前を出せないと言う人はいない。水産庁などから話を聞いているが、名前を出してはいけないというところはない。仙台にある東北地方整備局港湾管理課の担当者か。

武川風況・地盤調査課長（山形遊佐洋上風力合同会社）

そのとおり。

五十嵐委員（山形県北部小型船漁業組合）

もう一度確認してみる。でも名前を出せないというのは理不尽。あと、先ほどの山形県漁協の話で、あっちに確認したこっちに確認したといいながら、実際に誰かと問うと、誰も名前も出さない。非常に不親切な対応。納得していない。

伊原委員（山形県漁業協同組合）

漁業影響調査の件で、現状把握をしっかりとしなければならないと考えている。前から話をしている。想定海域で漁業をやっている人が多岐に渡る。最近は高齢化が進んで廃業する人もいれば、若い人が地域に入ってきたりもする。2、3年前調査した現状とは変わっている。でき

るだけ直近のものを把握するべき。もう1点は、環境影響評価の件で、漁業者は関係する漁場での関係漁業者でもあり、海岸に1番近い住民でもある。海岸の住民は今も陸上風車があり、その近くはバイオマスや太陽光、火力発電もあり、その中で洋上風力が建つので、これもまた現状を把握しなければならない。陸上風車との関係など多岐にわたるため、しっかりと調査してもらいたい。漁業影響調査の検討、住民である漁業者の不安をしっかりとサポートしてもらいたい。

吉川委員（山形遊佐洋上風力合同会社）

御意見いただき感謝申し上げる。引き続き、漁業影響調査内容の突合せをさせていただいて、来年から実施できるよう対応していきたい。環境影響評価についても、調査内容を検討しているので、来年の住民説明会の場でしっかりと説明できるように対応していきたい。

粕谷課長（事務局）

御意見いただき感謝申し上げる。漁業影響調査の中で、1番は実態を把握するということに主眼が置かれていると認識している。漁業影響調査は検討委員会という形で有識者も入ってもらって、手法や結果を確認していく形で進めさせていいだこうと思っているので、実態をしっかりと把握するべきというところは、我々もしっかりと意を用いて確認していきながら進めていきたいと思っている。

尾形委員（山形県鮭人工孵化事業連合会）

10月10日に振興策等の打合せがあった。その際は、県のエネルギー政策推進課と町も参加いただいた。主な案件は、我々が描いた地域振興策。桂参事が提案された振興策の案は、聞いてる私も素晴らしい提案だと思っている。県も町も同じ評価だと思っている。今日はその案に対する意見交換もあるつもりで来たが、冒頭、遊佐地域づくり協議会の佐藤会長から意見があった。佐藤会長は遊佐町の鮭に関しては、非常に見識が高いが、地域振興策の鮭をとの話になっていない。その後、高瀬まちづくりの会の菅原会長から意見があったが、鮭の話はなかった。何を言いたいかというと、振興策を提案してから県や町とも意見交換をして時間をかけて作りあげてきたのに、振興策をどうするかという内容の意見交換は今まで県と事業者の間であったのか。ここが大事なのではないか。振興策の冒頭に、遊佐町の人口減少等々との的を射た文章が並んでいる。我々は町の振興策と連携できる案を踏まえて、先日桂参事からプレゼンしてもらったと思っている。ぜひ、重くとらえてもらいたい。

粕谷課長（事務局）

御意見いただき感謝申し上げる。先ほど地域共生策の検討状況等について説明させていただいたが、全体の意見交換が遅れており申し訳ない。内水面、鮭人工孵化の振興策は承知しており、個人的にもとても良いなと思っているところ。他の分野が少し遅れている状況なので、ある程度足並みが揃ったら、皆様と意見交換をする場を設けさせていただきたいと思っている。大変申し訳ないが、もう少しお時間を頂戴いただければと思う。

西村委員（山形県漁業協同組合）

エネ庁への意見だが、洋上風力の占用期間が30年以上になれば漁業権は10年ごとの更新のため、海の主役が漁業者（山形県漁協）ではなく事業者になるのではないかと思う。もし占用期間が延長されるのであれば、漁業権者である者に意見交換を求めるか、話し合いがあつてもいいのではないかと思う。また、合同会社の吉川プロジェクトディレクターに意見。先日10/7に、漁業者に対しこれをやりますとの説明会をされたのは大変ありがたいが、公募の中で丸紅が提案した内容が、しっかりと履行されているか確かめるシステムが必要だと思う。あとは、当漁協は経済事業団体のため、風車が建つ前に地域振興策・漁業振興策をやるとの話だったが、遅れていることで事業が整わないのではないかと思うこともあるため、そこはしっかりとしてほしい。あとは、海域占用の手順の勉強会の開催が必要なのではないかと思っている。これまででは、漁業法や水協法に基づいてやっていたものが、再エネ海域利用法に基づいてやっていかなければならない。法律、漁業権、組合員行使権に抵触しない形を確認したうえで進めている。水産庁や全漁連にも。今回から山形県漁協は部会制度をとて、遊佐地先を含めた2号海域を組合員行使権で行使する可能性のある人も含めて、3分の2以上の同意をとった。そういうことに詳しい先生を招いて勉強会をしなければならないと強く感じている。合同会社や県、エネ庁も含めて考えてもらいたい。法律に違反することがあれば我々が訴えられるかもしれない。あとは、O&Mについて。合同会社が酒田港をO&M拠点として使いたいとのことだが、山形県漁協としてもイカ釣りの船や飛島の船が入ってくるので、港の使い方には神経を使った係船配船をしている。先行して港を使っている人が、不具合や支障がないように考えていかなければならぬ。これは合同会社のみならず港湾行政も関係する部分。

太田課長補佐（資源エネルギー庁新エネルギー課）

占用期間の話は現在審議会で議論されているのはご指摘のとおり。占用期間を延長すること自体は従来の制度でできたということもあるが、今回延長の見直しをする場合、運用を明確化していくという中身になっている。占用期間を延長するに当たっては、地元の法定協議会で同意を得ることが必要な条件になる見込み。よって、ご懸念の勝手に延ばすようなことはない運用になる。

吉川委員（山形遊佐洋上風力合同会社）

御意見いただき感謝申し上げる。公募の内容は先日ご説明させていただいたが、今後ちゃんと進んでいるか管理する体制については、今後どういった協調策・振興策をやっていくかの議論とともにお話をされるとと思う。また、風車の建つ前の振興策について、特に水産物の販路拡大は強く要望をいただいているのは認識しているため、どうやって期待に応えていくか内部で話し合っている。しっかりと前に進めるように引き続き話ををしていかねばと思う。

森川主幹（山形県港湾事務所）

O&Mについて、公募時の丸紅のオーダーと実態（岸壁、背後地）に乖離があった。よって、当初想定していた候補地とは別の候補地を調整していたが、30年間そこを使用することになると考へると、今使用している業者等だけでなく、港湾の運営にも影響があると思われる。それを踏まえて新たな候補地を検討しており、来月に丸紅も含めた関係者が一堂に会した意見調

整を予定している。中々難しいところもあるが、皆様にご納得いけるような調整をしたいと考えているので、今後ともご協力をお願いしたい。

粕谷課長（事務局）

占用等の手続きの勉強会について、再エネ海域利用法の案件は全国でもまだ少ないため、県としても出てきたものを1つ1つ確認しながら進めているところで、県漁協にも多大なご協力をいただきおり感謝申し上げる。県としても、まだまだ勉強が必要だと感じている。今後の手続きに誤りがないよう、また、関係者の負担が軽減するよう、関係省庁と相談させていただいて勉強会が開催できるように準備をしてまいりたい。

近藤委員（日本野鳥の会山形県支部）

質問が2つある。1点目は方法書に対して、野鳥の会から意見書を出している。洋上風車によるバードストライクは、陸上に比べて調査や予測評価が非常に難しいと思う。また、洋上の鳥類分布も陸上に比べて、天候や餌場の状況によって変化することが多いため、調査等が難しいと思う。そのため、調査の回数、頻度、期間等をより多くするようにと要望を出していた。また、この方法書に対して、経済産業省から渡り鳥の主要な移動経路になっている可能性がある、当該区域には既設及び計画中の風力発電所が多数存在することから、鳥類の移動経路の遮断・阻害、バードストライクの発生が懸念される。鳥類への影響について詳細に把握し、適切に予測及び評価を行うこととの勧告もされている。資料1のp18②に「適切に調査を行いました」とあるが、より詳細に教えてほしい。2点目、今後出てくると思われる準備書について。当該事業の想定海域は環境省で提供している「風力発電による鳥類のセンシティビティマップ」の中では、注意喚起レベルが非常に高い区域となっている。特に渡り鳥では、全国有数の白鳥の飛来地へのルートとされている。移動経路の障害、バードストライクの回避について、準備書でどのような対応を考えているのかお伺いしたい。

井上氏（山形遊佐洋上風力合同会社）

御意見いただき感謝申し上げる。環境影響評価に関して、方法書や配慮書について色々とご意見をいただいている。それを踏まえて、調査や予測評価を行っている。具体的に細かい部分については手元にないのでこの場でお答えすることはできないが、関係者・有識者含めて懸念いただいているところも含めて予測評価を行い、来年説明会を開催したり、準備書のところで縦覧してご確認・ご指示いただく形を予定しているので、その際ご説明させていただきたいと思っている。

<アドバイザーより>

鶴田専務理事 ((一社)日本風力発電協会)

我々は風力発電を推進する業界団体。2点申し上げる。1点目は、日本において、領海にある洋上風力発電はまだ黎明期であり、まさに試行錯誤の段階である。日本よりも20年間ぐらい先行しているヨーロッパにおいても、様々な事業環境の変化によって、入札方法の見直しを行っている。8月のファーストラウンドの事業者撤退は非常にショッキングであり、この状況

は第2、第3ラウンドにおいても、非常に厳しい経済環境というのは変わらない。しかしながら、地球温暖化防止、エネルギー自給率の向上、また、サプライチェーンや新しい雇用の創設、地域貢献の観点からも洋上風力は非常に重要な新しい産業だと思っているので、ぜひ実現して頂きたい。地域の皆様との協力を得ながら、選定事業者には頑張ってほしいと期待している。二点目は、本日の事業者の皆様がご用意された資料の中の7ページにある、「遊佐地域の将来像」の実現というテーマについて、これが非常に大事だと考える。事業者の皆様が遊佐地域の住民と、この将来像を共有して、お互いの役割と責任をはっきり分けたうえで、有言実行することが大事かと思っている。遊佐地域の将来はどうありたいかということについて、目指す方向を合わせ、お互いに協力しながら進めて頂きたい。

中原非常勤講師（横浜国立大学）

事業者説明資料の17ページに、地域共生課という相談窓口を設置するとあり、大いに結構なことだと思うので、これに対応して、行政側でも本件に関する問い合わせ窓口を作ったらいのではないかと思う。色々な事情もあるかもしれないが、地域住民等がいつでも意見等を寄せられるように、何もなくとも、ずっと開けておくのが良いと思うので、ぜひお願いしたい。あと、説明資料の同ページに、万が一何かあった場合にはホームページ等で地域の住民の方に周知するとあるが、万が一何かあった時だけではなく、時系列的に、いつ、何があったか（どういう会議や活動をしたのか等を含めて）を掲載してほしいので、ぜひそうして欲しい。さらに、ぜひお願いしたいのだが、リンクを貼って、そこをクリックすると、参加者の確認をとった上で作成した議事録を、公開するようにしていただきたい。また、それ以外にも、ホームページは読み手側がアクセスしない限り情報が伝わらないので、県や町のホームページや広報誌等に積極的に投稿して、相互に連動したかたちで、出来事情報の地域住民に対する周知・広報に努めていただきたい。

三木座長（東北公益文科大学）

本日は委員の皆様それぞれの立場から貴重な御意見や御質問をいただき、また、鶴間アドバイザー、中原アドバイザーからも御助言をいただき感謝申し上げる。本日頂戴した御意見等は地域の声そのものということで、大変重要なものだと認識している。山形遊佐洋上風力合同会社におかれでは、地元の思いを踏まえた上でしっかりと取組みを進めていただければと思う。

高嶋次長（山形県環境エネルギー部）

本日は貴重な御意見を賜り感謝申し上げる。事業者と地元は、共に遊佐地域の将来像の実現に向けて一緒に取り組んでいくことが求められると考える。県としては、国や町、地元関係者、山形遊佐洋上風力合同会社と連携し、地域協調型の洋上風力発電の実現を通して地域の活性化に資するよう取り組んでいきたい。また、健康や環境、漁業等への影響に対する不安の緩和や解消に向けて、引き続き、山形遊佐洋上風力合同会社にしっかりと対応するように求めるとともに、県としても、今後も丁寧な説明をしていく。皆様からの御指導、御協力を、引き続きよろしくお願いする。

三木座長（東北公益文科大学）

以上で議事を終了し、進行を事務局にお返しする。

4 その他の会議事項

- ・事務局から、次回遊佐部会は皆様に議論いただきたい事項等があったら、適宜開催したい旨を伝達。

5 閉会

[了]